

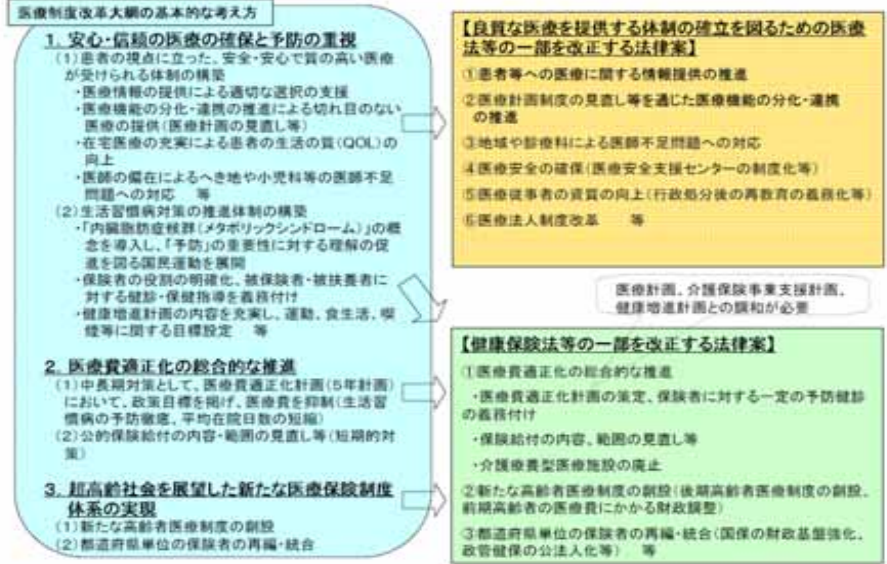
# 医療制度改革の地域への影響

- 保健所は何をすべきなのか -

平成18年10月24日  
宇部環境保健所  
岡紳爾



## 医療制度改革法の概要



# 1. 医療制度改革の中で保健所として注目すべきは？



## 保健所として考慮すべき点

- 地域保健対策の推進に関する基本的な指針より抜粋 -

### 専門的かつ技術的業務の推進

市町村の実施するサービスについて**専門的な立場から援助**  
**医事、薬事**等における**監視**および指導

### 情報の入手、整理及び活用の推進

保健、医療、福祉に関する情報の収集、管理、分析と、関係機関及び**地域住民への積極的提供**

### 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

地域医療の量的質的な状況の把握、評価と、**医療提供体制の確保**

### 企画及び調整の機能の強化

都道府県の医療計画、介護保険事業支援計画等の**計画策定への関与**と実施

# 医療制度改革法の概要

医療制度改革大綱の基本的な考え方

## 1. 安心・信頼の医療の確保と予防の重視

- (1) 患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築
  - 医療情報の提供による適切な選択の支援
  - 医療機能の分化・連携の推進による切れ目のない医療の提供(医療計画の見直し等)
  - 在宅医療の充実による患者の生活の質(QOL)の向上
  - 医師の偏在によるへき地や小児科等の医師不足問題への対応 等
- (2) 生活習慣病対策の推進体制の構築
  - 「内臓脂肪虚線群(メタボリックシンドローム)」の概念を導入し、「予防」の重要性に対する理解の促進を図る国民運動を展開
  - 保険者の役割の明確化、被保険者・被扶養者に対する健診・保健指導を義務付け
  - 健康増進計画の内容を充実し、運動、食生活、喫煙等に関する目標設定 等

## 【良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案】

- ①患者等への医療に関する情報提供の推進
- ②医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進
- ③地域や診療科による医師不足問題への対応
- ④医療安全の確保(医療安全支援センターの制度化等)
- ⑤医療従事者の資質の向上(行政処分後の再教育の義務化等)
- ⑥医療法人制度改革 等

医療計画、介護保険事業支援計画、健康増進計画との調和が必要

## 【健康保険法等の一部を改正する法律案】

- ①医療費適正化の総合的な推進
  - 医療費適正化計画の策定、保険者に対する一定の予防健診の義務付け
  - 保険給付の内容、範囲の見直し等
  - 介護療養型医療施設の廃止
- ②新たな高齢者医療制度の創設(後期高齢者医療制度の創設、前期高齢者の医療費にかかる財政調整)
- ③都道府県単位の保険者の再編・統合(国保の財政基盤強化、政管健保の公法人化等) 等

## 2. 医療費適正化の総合的な推進

- (1) 中長期対策として、医療費適正化計画(5年計画)において、政策目標を掲げ、医療費を抑制(生活習慣病の予防徹底、平均在院日数の短縮)
- (2) 公的保険給付の内容・範囲の見直し等(短期的対策)

## 3. 超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現

- (1) 新たな高齢者医療制度の創設
- (2) 都道府県単位の保険者の再編・統合

# 重点とすべき内容

【良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律】

- 患者等への医療に関する情報提供の推進
- 医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進
- 医療安全の確保

【健康保険法等の一部を改正する法律】

- <医療費適正化の総合的な推進>
  - 医療費適正化計画の策定、保険者に対する一定の予防健診の義務付け
  - 介護療養型医療施設の廃止

保健所として取り組むに当たって配慮すべき点  
保健所長の医師資格 保健所が実施主体

## 医療への関与

- 患者等への医療に関する情報提供の推進
- 医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進
- 医療安全の確保

## (1) 患者等への医療に関する情報提供の推進

- 都道府県が医療機関等に関する情報を集約、提供する仕組みの制度化
- 入退院時における治療計画等の文書における説明の位置づけ
- 広告規制の見直しによる広告できる実行の拡大

## (2) 医療計画制度の見直しを通じた医療機能の分化・連携の推進

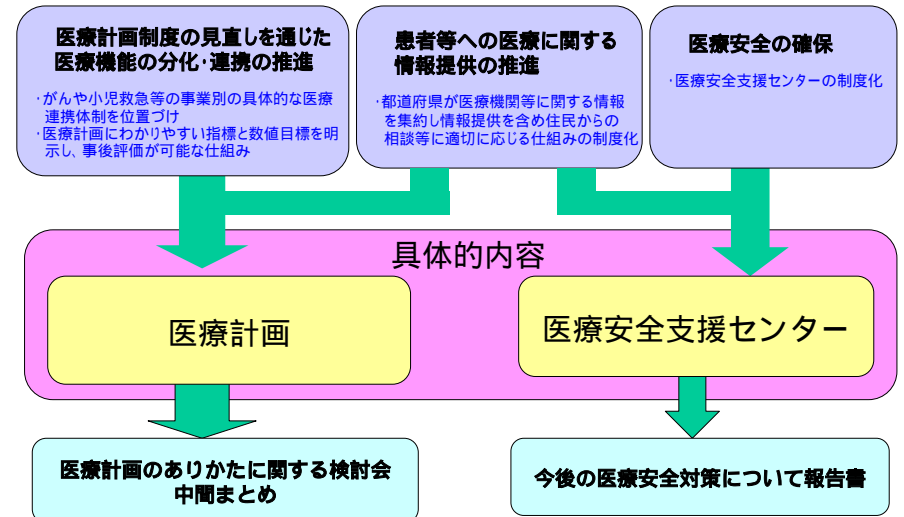
- がんや小児救急等の事業別の具体的な医療連携体制を位置づけ
- 医療計画にわかりやすい指標と数値目標を明示し、事後評価が可能な仕組み
- 退院時調整等在宅医療の推進のための規定整備

## (3) 医療安全の確保

- 医療安全支援センターの制度化
- 医療機関管理者への医療安全確保の体制確保の義務づけ
- 行政処分を受けた医師等への再教育の義務化

中心は「医療法」:保健所が所管する法律

# 保健所に関連する具体的内容の整理



## 2. 具体的に関与すべき内容 (1) 医療計画



## 医療計画に求められる役割と機能

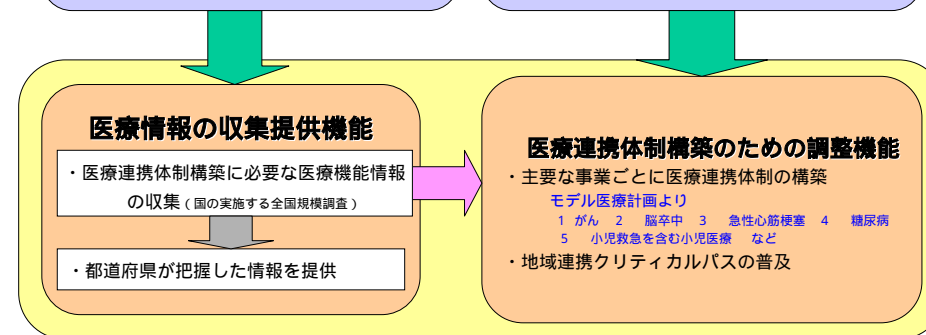
「医療計画のありかたに関する検討会中間まとめ」より抜粋

### (1) 医療情報に関する役割

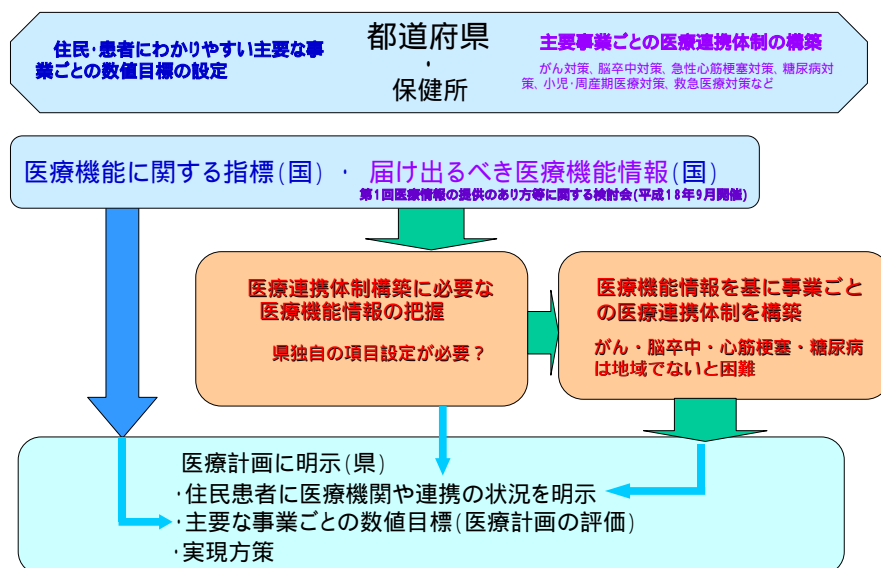
地域で必要とされる医療機能情報の把握  
医療機能の内容に関する住民・患者への  
情報提供

### (2) 医療連携体制を構築する役割

適切な医療サービスが切れ目なく提供される  
ための医療連携体制を構築

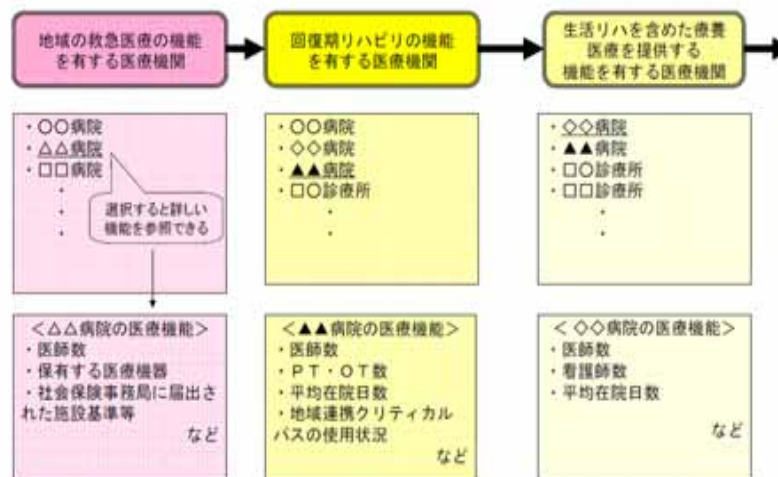


## 医療計画策定の全体像



## 医療及び医療機関に関する情報の公表

○各地域の医療機関の機能連携を具体的に明らかにした医療計画を十分住民に周知します。  
○それぞれの医療機関の機能を都道府県が整理し、住民にわかりやすく公表するようにします。



# 医療連携体制の構築が求められる各事業

モデル医療計画「第4節 事業ごとの医療連携体制の現状」より抜粋

- 1 **がん**：がんの均てん化対策関係の記述、**がん診療拠点病院**
- 2 **脳卒中**
- 3 **急性心筋梗塞**
- 4 **糖尿病**：以上、発症から在宅で継続して治療するまでの医療の流れを記述
- 5 **小児救急を含む小児医療**
  - ・発症から外来での通院や入院から在宅に戻るまでの医療の流れを記述
  - ・小児救急医療提供体制の状況、小児科に関する医療資源の集約化・重点化 など
- 6 **周産期医療**
  - ・妊産婦の状態に応じた医療機能の医療の流れを記述
  - ・周産期母子医療センターと地域の周産期医療の医療連携体制、
  - ・産科に関する医療資源の集約化・重点化 など
- 7 **救急医療**
  - ・それぞれの救急医療機関の役割を明記 など
- 8 **災害医療**
  - ・県内での災害発生時の医療の対応、広域災害・救急医療情報システムの状況
- 9 **へき地医療**
  - ・搬送、巡回診療、医師の確保などへき地の支援方法等による連携体制 など
- 10 **在宅医療（終末期医療を含む）**
- 11 **その他の対策**
  - ア 医療安全対策**
    - ・医療安全センター等の役割機能を明記
  - イ 精神保健医療対策**
    - ・精神科救急医療、うつ病対策、認知症等の取組を記述
    - ・精神障害者の退院の促進に関する取組を記述
  - ウ 結核・感染症対策**
    - ・結核対策、感染症対策について医療機関ごとに明記
    - ・インフルエンザ、エイズ、C型肝炎など 県の取組を記述
  - オ 難病等対策**
  - ク 医薬関係**：治験の実施状況や医薬品提供体制を記述
  - コ その他**：都道府県が特に力を入れている分野を明記

# 平成18年度地域保健総合推進事業 医療連携体制の構築に関する調査研究班

## 医療計画上の問題意識

- ・保健所は医療連携体制の構築に参与しているのか
- ・医療機能情報をどの様に把握し医療連携に生かすのか



保健所が医療連携体制構築において調整機能を発揮している事例を分析  
保健所が中心となって、複数の医療機関や医師会を巻き込んで、一定の体制やシステムを構築した事例  
事例を通して、医療連携体制の構築を調整するに当たって、調整が可能であった要因を分析

### 研究班における調査事例候補

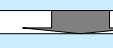
内容	保健所	参考
(1) 疾患管理（診断から治療）に関する医療連携体制		
1 地域連携バス標準化モデルの開発・普及事業	青森保健所	視察事例
2 地域糖尿病患者支援ネットワーク	福岡市早良保健所	
3 医療・保健連携による糖尿病重篤化予防の取り組み	新潟県水戸保健所	
4 結核における地域連携	山形県村山保健所	
5 自治体病院の広域化に向けた取り組み	北海道滝川保健所	
(3) 医療情報提供		
6 特定疾患継続申請会場に、医療情報を展示	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
(4) 医療安全・院内感染対策		
7 二次医療圏で展開した院内感染対策の成果	千葉県松戸健康福祉センター	
8 保健所と医療機関が一体となった院内感染防止対策の試み	福島県	
9 医療安全・医療情報提供	茨城県つくば保健所	視察事例
(5) 危機管理体制・災害医療		
10 大規模感染症発生に備えた体制整備における保健所の役割	茨城県つくば保健所	
11 危機管理体制・災害医療の事例(宮城県)	宮城県県内全保健所	
12 地区健康危機管理体制の確立	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
13 危機管理体制・災害医療（大分県）	大分県日田玖珠県民保健福祉センター	
14 危機管理体制・災害医療（災害医療）	岩手県大船渡保健所	視察事例
(6) 退院促進		
15 地域連携による精神障害者支援の取り組み	富山県砺波（となみ）厚生センター	視察事例
16 精神障害者の支援ネットワークへの試み	島根県松江保健所・出雲保健所	視察事例
17 在宅ホスピスケア推進事業	宮城県仙南保健所	視察事例
18 精神障害者退院促進事業	北海道帯広保健所	
19 精神障害者退院促進事業の退院に向けた調整	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
(7) 医師等、医療従事者不足への対応(小児医療・周産期医療・麻酔科)		
20 二次医療圏での救急体制・医師会等の集約化	宮城県	視察事例
21 医師等、医療従事者不足への対応(小児医療)	三重県伊賀保健所・鈴鹿保健所	視察事例
22 医師等医療従事者の不足に対する対応	宮城県仙南保健所	視察事例
(8) 搬送体制等の検討(へき地医療)		
(9) 救急医療体制		
23 小児救急医療体制の構築	愛知県岡崎市保健所	視察事例
24 小児救急医療体制の構築2	大阪府豊中保健所	視察事例
25 二次救急医療に係る病院群輪番制(小児救急輪番を含む)	広島県福山地域保健所	
26 救急医療体制・輪番制の構築	三重県津保健所	
27 小児救急医療の体制整備の調整	宮城県	
28 小児救急体制の整備	大分県佐伯県民保健福祉センター	
29 救急医療体制・輪番制の構築	岩手県花巻保健所	
30 精神科救急医療システム事業	新潟保健所	
31 二次救急医療体制及び小児二次救急医療体制を構築	佐世保市保健所	
32 小児救急医療体制の確立	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	
33 救急医療体制・輪番制の構築	宮城県仙南保健所	
34 小児救急医療体制の確立	福岡県八女保健所	視察事例
(10) 病床調整		
35 病床整備に向けた調整	兵庫県	視察事例
36 不足となった病床の整備	広島県福山地域保健所	視察事例
37 病床調整(群馬)	群馬県高崎保健所	
38 300床の一般病院が廃止	三重県伊勢保健所・津保健所	
(11) 複数の医療圏域を巻き込んでの医療連携体制の調整		

## 小児救急体制の構築(市型)

市長の方針により  
休日夜間診療所に内科・外科に加え小児科を新設



医師会の小児科の先生では一週間を埋めることは不可能

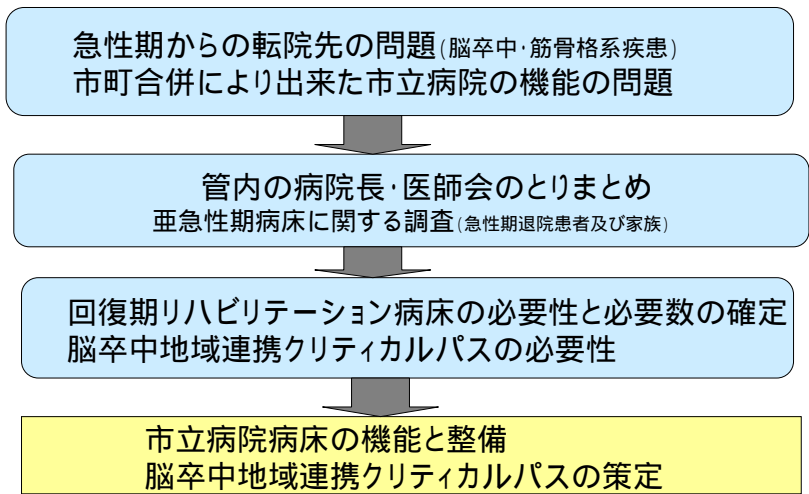


保健所の調整  
医師会からの出務  
管内の県立病院小児科の協力  
県内の大学(医学部)の協力(医師の派遣)

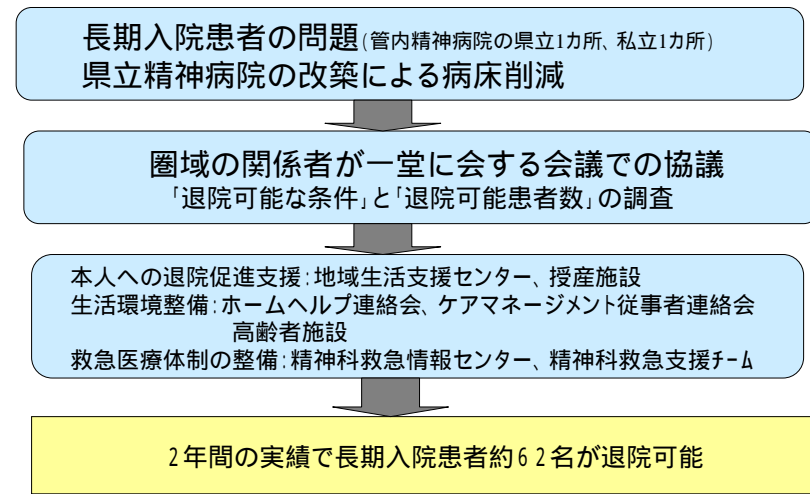


月曜から日曜にいたる夜間小児診療体制の確立

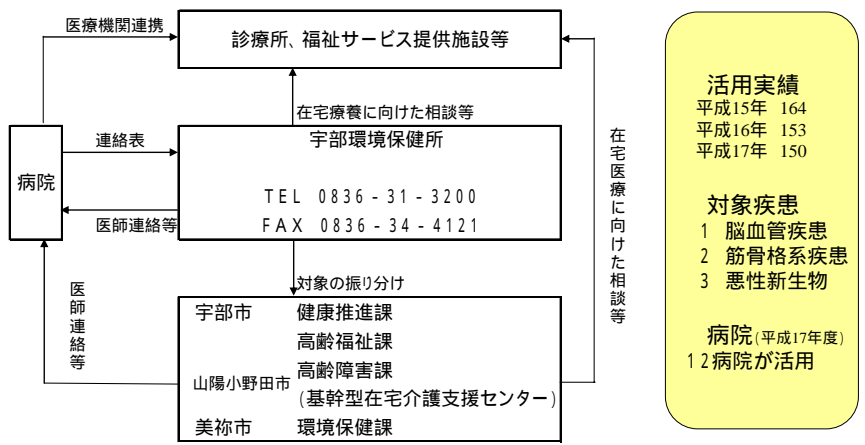
## 医療機能分担とクリティカルパス(県型)



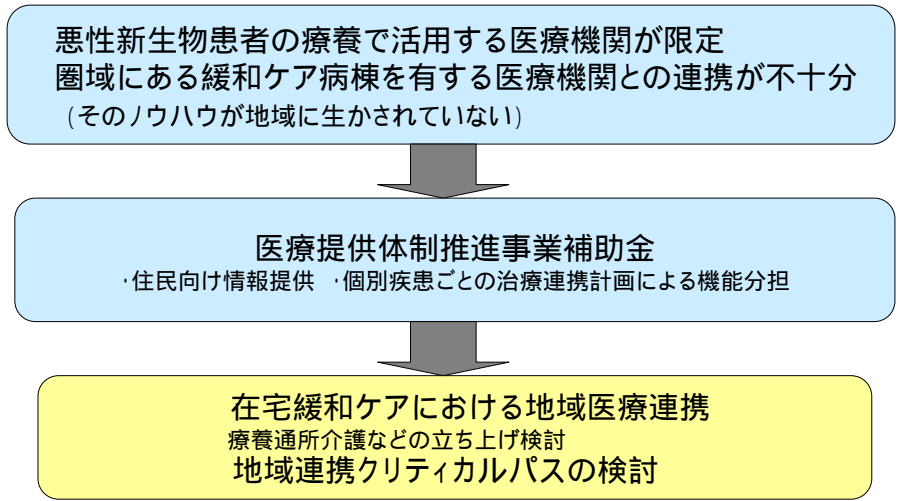
## 精神障害者の地域生活支援ネットワーク(県型)



## 緩和ケア地域連携パスの策定(案) (山口県宇部環境保健所)



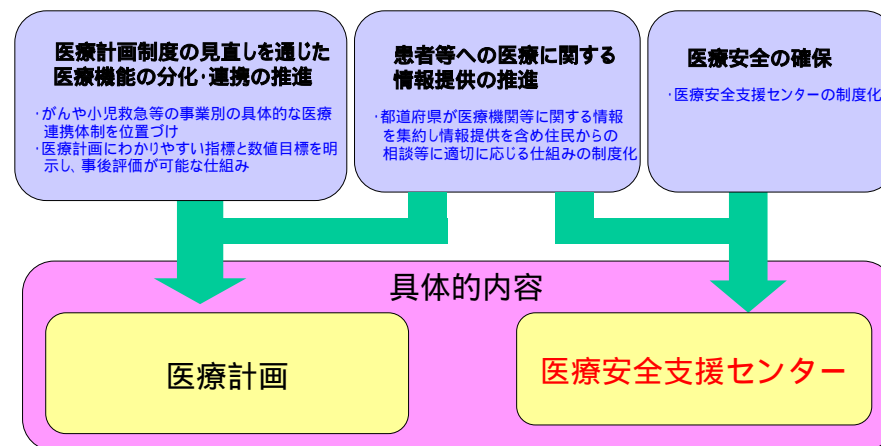
## 今後の取り組み予定



## 事例をみると…

これまで保健所が取り組んでいたものの  
延長線ではないでしょうか

## 保健所に関連する具体的内容の整理



## 2. 具体的に関与すべき項目 (2) 医療安全支援センター



## 医療安全支援センターの役割と機能

- 今後の医療安全対策について報告書より抜粋 -

### 将来像のイメージ

**患者からの相談**等に対し、専門の知識や技能を身につけた職員が対応。医療機関、関係団体、等との連携を図り、具体的な解決策を講じる。

患者からの相談等を受けるのみでなく、**患者の医療への参加を総合的に支援**するための機能を有する。

**医療機関等の相談窓口**における担当者への**支援機能**を有する。

保健医療の課題を分析・評価し、解決に向けての方策を地域単位で確立するための**連携の要**となっている。

### 医療安全支援センターの充実に向けて取り組むべき課題

医療に関する情報を提供する等、患者の医療への参加を支援するための機能を付与

センターの機能の評価と改善

職員等にカウンセリングに関する技能や、医療訴訟に関する知識等、紛争解決に必要な研修を実施

### 医療安全支援センターの制度化（医療法）

都道府県等が設置する医療安全支援センターについて医療法に位置づける。  
（都道府県等：都道府県、保健所を設置する市又は特別区）

#### 医療安全支援センターとは

- 14年度より都道府県等及び二次医療圏において、医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談への迅速な対応や医療機関への情報提供を行うための設置

#### 基本方針

- 中立的な立場で、他の相談窓口と連携しながら、患者・家族等と医療関係者・医療機関の情報関係の構築を支援。

#### 業務

- 苦情・相談への対応、関係者の連絡調整
- 求めに応じて、医師等の専門家を派遣
- 医療安全施策の普及・啓発（医療機関に関する情報提供や指導、助言を含む）

現状では、法律上の位置づけがなく、機能が明確でない。

- その機能や取組が各都道府県で異なっている。
- 国民にとってその機能がわかりにくい。

#### 医療法に位置付け

- 「都道府県等は、医療安全支援センターを設置するよう努める。」

#### 機能

- 苦情・相談への対応（必要に応じて、医療機関の管理者及び患者等に助言）
- 医療安全の確保に関する必要な情報の提供
- 医療機関の管理者、従業者に対する医療安全に関する研修の実施

#### 公示の義務付け

- 都道府県等は、その名称及び所在地を公示しなければならない。

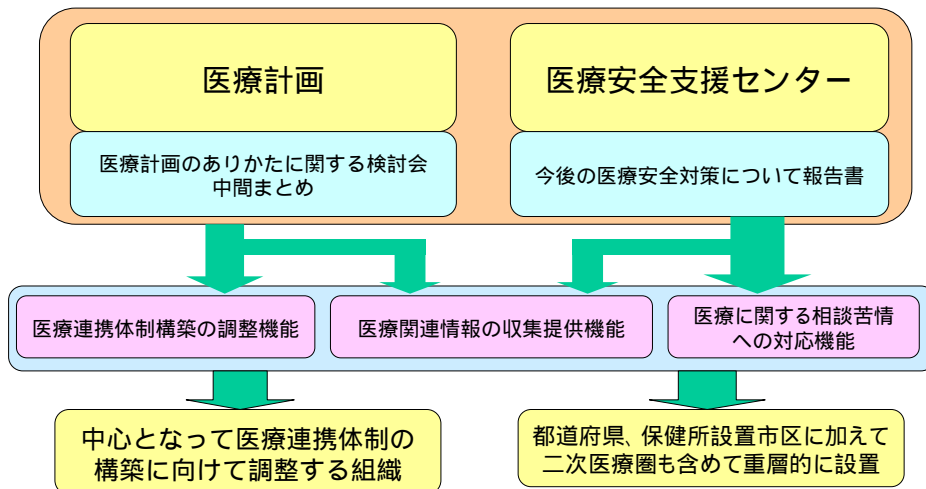
- 国は、都道府県等に、情報提供、助言等の援助を行う。

## 3. 注目

報告書（医療計画・医療安全）にはこうした機能をどこが担うと記載されているのか？

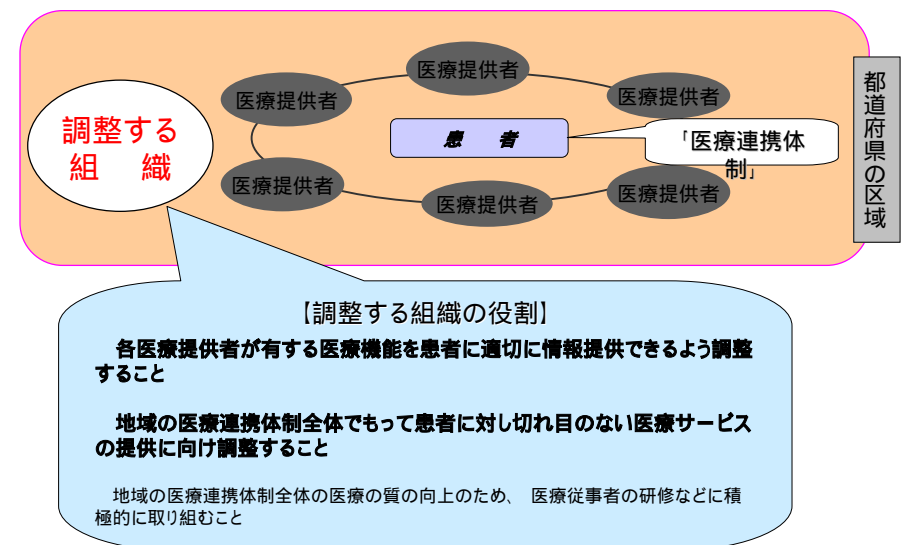


### 報告書に記載されているのは...



「保健所」という文字はみられない！

### 「医療連携体制」とそれを調整する組織



## 1. 患者等への医療に関する情報提供の推進（医療法）

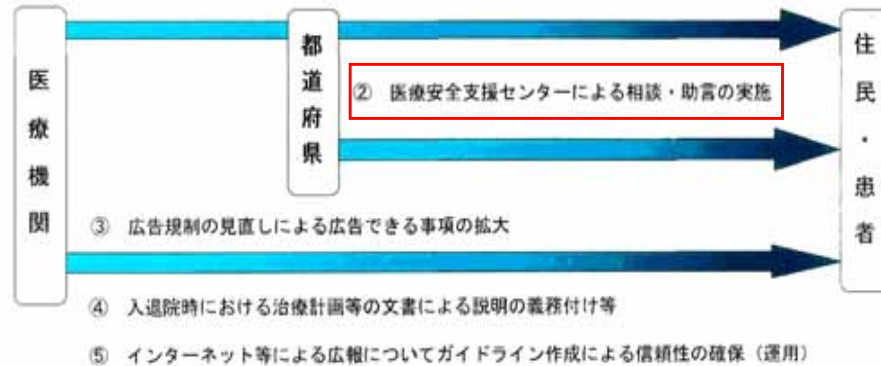
【 医療制度改革大綱（平成17年12月1日 政府・与党医療改革協議会）抜粋 】

（患者に対する情報提供の推進）

患者に対する情報提供を推進し、患者の医療に関する選択に資するため、都道府県による医療機関に関する情報提供を制度化する。

患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援する。

- ① 都道府県による医療機関情報の集約と公表  
（医療機関から一定の情報の報告を義務づけ → 都道府県によるインターネット等による情報提供）



## どう思われますか？

これらはすべてこれまで保健所が取り組んできたことではないでしょうか

であれば……

## 保健所にとって危機？チャンス？

- 最近の国の傾向を踏まえ、今後保健所としては**制度の中に組み込まれる**のを待っているのではなく、「ここまで出来る、出来ている」「こうした事例がある」という、**事実によって存在を示していく**ことが必要な時期に来ている。

## 保健所としては……

- 考え方によっては、これまでの取り組みの**後ろ盾**が出来たととらえることも可能！
- 是非、皆さんの保健所で医療連携体制構築に関わってみませんか！
- 県庁へのアピールも必要です  
（**県庁を動かす**必要があります）





お疲れ様でした